

障害者の雇用を検討している事業者様

市の補助金をご活用ください！

はじめての
積極的な 障害者雇用をサポートします!!

所沢市障害者雇用 推進企業支援補助金のご案内

所沢市内の事業者には、障害者(身体・知的・精神障害)の雇用に関する経費について補助金を交付します。

- * 法人だけでなく、個人事業主の方も対象となります。
- * 各補助金は個別に申請することができます。



③雇用助成金

障害者を新たに雇用した場合の費用を2年間補助します。

- * 週30時間以上勤務する場合
6か月当たり10万円
(2年目は6か月当たり5万円)
- * 週20時間以上勤務する場合
6か月当たり5万円
(2年目は6か月当たり2万5千円)

※国等の補助金を受給する場合、国等の補助金の受給期間満了後から補助します。

②事業補助金

雇用のために必要となる下記の対象経費の1/3を補助します。

- * 建物や設備の改修、機器の購入
限度額…50万円
- * 事前調査・社員研修等
限度額…10万円

①職場実習 奨励金

5日以上の職場実習を実施した場合に奨励金を交付します。

- * 1回1人当たり2万円

* ①・③は障害者が市内在住であることが条件です。

特例子会社(※)の設立への奨励金もあります！

市内に特例子会社を設立した場合、固定資産税・都市計画税相当額の奨励金(特例子会社設立奨励金)を5年間交付します。

※特例子会社とは・・・障害者の雇用に特段の配慮を行い、厚生労働大臣の認定を受けた子会社をいいます。親会社は特例子会社の労働者を、親会社に雇用されているものとみなして、障害者の雇用率を算定できます。



■補助対象となる事業者■

《共通事項》

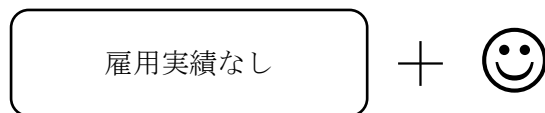
- ① 個人事業主の場合は、所沢市に住民登録がされていること
法人の場合は、市内に事業所の登記がされていること
- ② 許可、認可、登録等が必要な業種の場合は、その許認可等を取得していること
- ③ 障害者の雇用または職場実習の受け入れを、公共職業安定所（ハローワーク）または
ところざわ就労支援センターを通じて行われること

《事業補助金・雇用助成金》

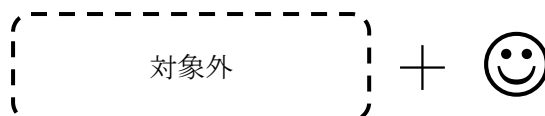
- ④ 法定雇用対象の事業者については、法定雇用率による人数を超える障害者を新たに雇用する場合であること
法定雇用対象外の事業者または障害者雇用の実績のない事業者については、新たに障害者を雇用する場合であること

（補助対象となる場合）

★法定雇用率が未達成で、初めて障害者を雇用する場合



★法定雇用の対象外だが、初めて障害者を雇用する場合



★法定雇用率を達成しており、
さらに障害者を新たに雇用する場合



④における注意点

※法定雇用率が未達成の事業所
及び法定雇用の対象外の事業所は、
過去に障害者雇用の実績がある
場合は**補助対象外**となります。

例) 障害者を雇用していたが退職
したため、新たに障害者を雇用す
る場合 など

■手続きの流れ■

ステップ ①

- ・まず、市に申請を行います。（申請の前に、予め電話でご相談ください）
- ・市で審査し、決定等の通知を送付します。

ステップ ②

- ・各補助金の申請内容に沿って、職場実習や雇用などを行います。
- ・上記の事業等が完了したら、市に結果を報告します。

ステップ ③

- ・結果報告を市で審査し、確定等の通知を送付します。
- ・通知を受けて請求の手続きをすると、補助金が交付されます。

※申請に必要な書類は各補助金で異なります。詳しくはお問い合わせください。

詳しい内容のお問い合わせは…

所沢市 産業経済部 産業振興課(所沢市並木1-1-1)

電話:04-2998-9157 / FAX:04-2998-9162 / E-mail:a9157@city.tokorozawa.lg.jp

